

## 新型コロナウイルスワクチン接種に係る担当職の配置（案）

### 1 ワクチン接種に関する概要

令和2年9月15日、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン予防接種について、迅速に多くの国民への接種を目指す趣旨から策定された、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」に基づき、体制確保事業の実施主体が市町村及び都道府県とされた。

については、体制確保事業に係る担当を以下のとおり配置する。

### 2 ワクチン接種に係る配置

本ワクチン接種担当は、西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画による市対策本部の市民対策チーム（救命救護健康班及び救護健康保険班）等を中心に構成するが、国の通知並びに本市の現況を踏まえ、特定部門への業務の集中を回避するため、全庁的な応援体制により編成する。

なお、担当職の配置先は、健康福祉部健康課とし、管理職のほか、担当係員を置く。

